

消費生活情報

健康食品にご用心！

相談内容

一定期間、商店街の空き店舗を利用して、食料品や日用品などを激安で販売している業者がいる。七十代の母親がそこに行き、認知症に効くという薬を一年分三十万円で購入してきた。だまされていると思うので解約させたい。

(五十代・女性)

アドバイス

家族であっても、判断能力のしつかりした高齢者が自分の意思で契約購入したものを、勝手に解約することはできません。

認知症に効く薬、不老長寿の薬など、何を信じて服用するかは自由です。ただし偏ったものを過剰に摂取して、健康被害を起こしたり、高額商品を次々求めて購入することは問題です。

■飲んでいるのは、医薬品？食品？

一見すると、医薬品のように見える錠剤ですが、容器に小さな文字で栄養補助食品と記載されていました。「認知症の予防になる成分が含まれている」と言われて契約したことですが、栄養補助食品は、一般食品に分類されるもので、医薬品としての効果をうたうことはできません。

果を期待して契約させることは、薬事法に抵触するおそれがあります。

■健康食品は、クーリングオフできない！

クーリングオフ期間内であっても、契約書に、「健康食品や化粧品はクーリングオフできません」という記載があれば、使用した分については料金を支払わなければならないません。この記載がない場合、使用中でもクーリングオフができます。今回は、契約書そのものが無かったので、全てクーリングオフできました。

高価な健康食品を購入する場合、本当に必要かどうかよく考えましょう。また他に薬を服用中であれば、必ず主治医に相談しましょう。

府中市消費生活センター (☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日

毎週月・火・木・金曜日
10時～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。

上下町民会館で 消費生活出張相談

相談日

6月22日(水)13時30分～
16時30分

※前日の16時までに、消費生活センターに電話で予約してください。

上下歴史文化資料館の催し

問い合わせ先 上下歴史文化資料館 (☎62-3999)

入場料 無料

開館時間 10時～18時

休館日 祝日を除く月曜日

エントランス「竹細工人形展」

上下町在住の奥田照彦さんによる、世界の童話と童謡をテーマに製作した竹細工の人形などを展示します。

とき 6月29日(水)まで



企画展「上下の民話」～上下に残る龍伝説～

上下町には多くの昔話や伝説が残っています。「龍王山」他、上下に残る「龍」にまつわる物語を企画展示します。

また、民話伝承の会が参加し作成した「上下散策マップ」を活用して、雨乞いの場所や他の昔話についても紹介します。

とき 9月30日(金)まで

